

2025 年 6 月 2 日

各 位

会 社 名 ダイワ通信株式会社
代表者名 代表取締役社長 岩本 秀成
 (コード：7116、東証スタンダード)
問合せ先 取締役管理部長 多賀 勝用
 (TEL. 076-291-4000)

特別調査委員会の設置に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記の通り、当社と利害関係を有しない外部の弁護士が委員長を務め、その他外部専門家の委員で構成される特別調査委員会の設置を決議いたしましたので、お知らせいたします。株主をはじめ投資家の皆様、関係者の皆様にご迷惑とご心配をおかけしますこと深くお詫び申し上げます。

記

1. 特別調査委員会の設置に至った経緯

当社は、2025 年 4 月 21 日付「第三者委員会の調査報告書（公表版）公表に関するお知らせ」の通り、第三者委員会より調査報告書を受領いたしました。その上で、本件に関する調査内容の検証及び類似取引に関する調査内容の検討等、会計監査人による追加的な監査手続を実施してまいりました。その監査手続において、上記事案とは別に、関連当事者取引において不適切な手続が行われた可能性があることが、会計監査人からの指摘によって判明いたしました（以下、「本事案」といいます。）。

当社は、本事案の事実関係及びその内容について調査し、判明した事実が当社グループの業績に与える影響を検討し、その根本原因を究明のうえ再発防止を徹底する必要があるものと判断し、公正かつ適正な調査を行うため、外部専門家による特別調査委員会を本日付で設置することといたしました。加えて、2025 年 5 月 27 日付「（開示事項の経過）2025 年 3 月期第 3 四半期決算短信の開示日、及び 2025 年 3 月期決算短信の開示が期末後 50 日を超えることに関するお知らせ」の通り、延期しております 2025 年 3 月期第 3 四半期決算短信及び 2025 年 3 月期決算短信の早期開示にも取り組んでまいります。

2. 特別調査委員会の構成

委員長 山上 秀明 （渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士・元最高検察庁次長検事）
委 員 清水 真一郎 （渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士・公認不正検査士）
委 員 杉田 篤史 （株式会社 WARC 公認会計士）

※特別調査委員会は、本事案の調査を十分かつ適切に行うため、当社と利害関係を有しない外部専門家にて構成されております。

3. 特別調査委員会の目的

- ① 事実関係の調査
- ② 類似事象の有無の調査
- ③ 影響額の算定
- ④ 原因究明と再発防止策の提言
- ⑤ その他、委員会が必要と認めた事項

4. 業績に対する影響について

本事案が当社グループの業績に及ぼす影響につきましては、現在のところ明らかではありませんが、判明次第速やかにお知らせいたします。

5. 今後の予定

当社は、特別調査委員会による調査に全面的に協力し、早期に調査を進めてまいります。また、特別調査委員会による調査結果につきましては、調査報告書を受領次第、速やかに開示いたします。

以 上